ゴミ処理にあなたもひと役

日曜、祝日の別なく休みなしで毎日排出されるのがごみ。ごみは生活水準の高いところほど多く排出されるといわれています。新潟市で一日に処理されるごみの量は約一九〇ト。五ト積みのトラックで三十八台となります。

市では、毎日排出されるごみを燃えるものについては、清掃センターで焼却し、その他のものは埋め立てています。

年々増加するごみの排出量に頭をなやましてるのは、ひとり新潟市だけでなく、全国的な問題となっています。これを解決する対策として、市ではごみを終末処理する設の建設費を新年度予算に計上し、準備を進めています。皆さんの家庭でも、また、職場でもごみの減量運動に協力して、生活環境の浄化につとめていただきたいものです。

燃えるものは燃やす ごみの減量にくふうを

なんといっても、ごみを少なくすることが必要です。それには処分できるものは、処分していただきたいものです。燃えるごみは燃やし、空地のある方は埋めるなどしてください。共同で簡易焼却炉を設けることもよいことです。

また、ごみの中にまじっている紙くず、やボロ切れなど回収して、再生されるものはとり除いて収入を得ることも一挙両得の方法です。

かさばるもの、大きなものは、切るなり、縛るなりしてかさを小さくしていただきたいものです。

そのほか、ポリ袋を使うことは衛生的であるとともに、減量運動のひとつとも申されましょう。

多量のごみを排出されるところは、自己運搬していただきます。自己運搬ができない方には、市衛生部清掃課で業者をあっせんしています。

なくしたい 共同ごみ箱

かって、ニューヨーク市のリーヴマン清掃局長が東京都を視察したとき、開口一番「あのきたならしい箱を清掃車にぶち込んだら…」といったそうです。たしかに、道路上のごみ箱は、非衛生的であり、また、都市美化の点でも好ましいものではありません。先進都市では、共同箱収集を容器収集に切り替え、この問題を解決しています。健康で清潔なまちづくりは、まずごみ箱をなくすることです。市内の共同箱収集は、現在四〇％ありますが、さいわい、容器収集に切り替えたいというご相談が多くなっています。皆さんのご町内でも、共同箱をなくして、容器収集に切り替えようというご相談がありましたら、衛生部清掃課三階までご連絡ください。係員を派遣してなにかとご便宜を図りたいと計画しています。

まちをきれいに 「六の日」は全市清掃デー

毎月六日、十六、二十六日は、全市一斉清掃デーです。清掃によってきれいな環境をつくりましょう。

市連合婦人会のおかあさんたちは、三月六日（最初の清掃デー）の午後、万代橋の歩道、新潟駅前、白山公園、護国神社などを、きれいに清掃奉仕してくださいました。

市役所でもこの運動を率先して盛りあげようと、十七日の朝新潟市長を先頭に職員が庁舎の周辺をそうじしました。これは、たまたま十六日（清掃デー）が朝からの雨と突風で一日延期したもので、二十六日にも同様実施しました。なお市役所では、四月からは毎週月曜日、五月十五日からは毎朝清掃する計画です。

皆さんのご家庭でも、また、町内や職場でも、みんなそろって週辺の道路などをそうじして、明るくて住みよい環境づくりにご協力いただきたいものです。

写真 市庁舎の歩道をそうじする市役所職員

市民税◎告知板

納税通知は 六月中旬までに

三十九年度分の市民税・県民税の申告は、皆さんの理解ある協力によって三月二十一日までに目標どおりの受け付けを終りました。

提出していただいた申告書は目下総務部市民税課で整理中ですが、税額のお知らせは次のとおりに行ないます。

①給与所得者で、退給や給与以外の所得にたいする税金の特別徴収（毎月の給与から差し引く）を申告書で希望された方たちへは、五月下旬までに勤務先をとうして通知します。

②その他の方たちへは、六月中旬ごろまでに直接通知します。

課税標準額の段階区分	改正前の税率	改正された税率
5万円以下の金額	2.6%	2.0%
5万円をこえる 〃	3.0	2.6
10 〃	4.2	4.0
20 〃	5.6	5.5
50 〃	7.0	7.0
100 〃	8.4	8.4
150 〃	9.8	9.8
250 〃	11.2	11.2
400 〃	12.6	12.6
600 〃	14.0	14.0

所得割の減税に関する条例

〝三十九年度分市民税所得割の減税に関する市税条例〟が三月定例市議会で可決されました。これは、低所得者に減税の重点を置いたもので税率などは表のとおりです。

昨年に比べて、課税標準額が五万円以下の方は平均三〇％、十万円以下の方は平均二三％、二十万以下の方は平均一二％の減税となります。

なお、課税標準額は、所得金額から扶養控除や基礎控除などの所得控除額を差し引いた金額をいいます。

災害などにあった時 減免されます

次の場合には、市民税の減免の対象となりますから減免申請の手続きなどご相談ください。相談は総務部市民税課（五階）で受け付けていますから、ご気軽においでください。（市民税以外の市税についても減免が行なわれます。）

①災害によって著しく納税が困難となった方。

②貧困によって生活のため公私の受ける方

③前年より所得が減ったため生活が著しく困難となった方

④その他特別の事情によって納税が著しく困難となった方。

行政苦情相談

お気軽においでください

木戸出張所

4月17日(金) 真壁委員

坂井輪公民館

4月8日(水)
4月22日(水) 勝沼委員

市役所の市民相談室（1階）は毎日開いていますからご利用ください。

定期計量検査日程

検査場	検査期日	検査実施の区域
新潟市計量検査所	4月14日	水道町2丁目、旭町通1・2番町、医学町通1・2番町、学校裏町
	4月15日	東中通1・2番町、寺裏通1・2番町、営所通1番町
	4月16日	営所通2番町、下旭町、西中町、附横掘町、寄居町、東大畑通1・2番町
	4月17日	西大畑町、南大畑町、北大畑町、中大畑町、南浜通1・2番町、北浜通1・2番町、二葉町1・2・3丁目
	4月18日	田中町
	4月20日	川端町1・2・3・4・5丁目、上大川前通1・2・3・4・5番町
	4月21日	上大川前通6・7番町
	4月22日	上大川前通8・9・10・11・12番町、本町通1・2番町
	4月23日	本町通3・4・5番町（露店市場を除く）
	4月24日	本町通6・7・8番町（露店市場並びに中央市場を除く）
	4月25日	本町通5・6番町の露店市場並びに中央市場
	4月27日	本町通9・10・11・12番町（露店市場を除く）
	4月28日	本町通13番町（露店市場を除く）、東堀前通1・2・3・4・5・6・7番町
	4月30日	東堀前通8・9・10・11番町、東堀通1・2・3・4・5・6・7番町
	5月1日	東堀通8・9・10・11・12・13番町、一番堀通町、古町通1・2番町
	5月2日	古町通3・4・5番町
	5月4日	古町通6・7・8・9番町
	5月6日	古町通10・11・12・13番町
	5月7日	西堀前通の全部、西堀通1・2・3番町
	5月8日	西堀通4・5・6・7・8・9・10・11番町
	5月9日	本町通12・13番町の露店市場

（時間……午前9時から午後4時まで）

固定資産課税台帳の従覧は20日まで

三十九年度の固定資産税課税台帳の縦覧期間は、本紙三月号でもお知らせしたとおり、四月一日から二十日までです。

縦覧時間 毎日午前八時三十分から午後五時までですが、土曜日の午後と日曜日は除かれます。

縦覧場所 本庁管内と沼垂、山の下支所管内および関屋、入船出張所管内にある固定資産については中央公民館（市役所裏）。その他の支所管内にあるものについては、それぞれの支所で関係者の縦覧に供します。

この期間中は、いつでも縦覧できますが、中央公民館においでになる方たちが多いため、相当の混雑が予想されますので、次のとおり日程を決めました。できるだけ割り当てられた日においでいただくようご協力をお願いします。

4月1日(水)～8日(水)	沼垂支所管内
4月6日(月)～8日(水)	関屋出張所管内
4月9日(木)～11日(土)	山ノ下支所管内
4月13日(月)～15日(水)	入船出張所管内
4月16日(木)～20日(月)	本庁管内

なお、縦覧を申請するとき土地の町名地番、家屋の番号などあらかじめお調べのうえ、おいでになると早く縦覧ができます。

本年度の固定資産税は、関係法律が改正されて、農地については昨年度の価格、その他の土地は昨年度価格の二割増、既存建物は昨年度価格を限度とし、それぞれ課税され、税負担の調整が行なわれます。

なお、この特例措置に伴い、固定資産評価審査委員会に文書で審査の申し出をする事項は、今回の新価格などに限られ、調整対象価格は除かれることになっています。

藤色の被保険者証 届きましたでしょうか

四月一日から国民健康保険の被保険者証が更新され、今までは青色でしたが、こんどは藤色になりました。今後、新しい被保険者証でないとお医者さんで診療をうけられなくなりましたからご注意ください。藤色の新しい被保険者証は三月末までにそれぞれ古い被保険者証と引き替えにお届けしましたが、市内異動をされて、まだ届け出ていない方などには、お手もとに届いていないと思います。さっそく、民生部国民健康保険課（別館二階）または、支所・出張所の国保係に申し出てください。なおそのとき古い被保険者証をお持ち願います。

国保の加入と脱退の届けは、世帯主が、その事実のあった日から十日以内にすることになっています。

この届け出が遅れますと、加入の場合は保険料を一度にまとめて徴収されます。また、脱退の場合は、その間に診療をうけたときには、市が支払ったお金を返していただくなど、いろいろ手数になり、本人の不利益になることがあります。加入の場合の届け出には①印鑑②転入証明書または、飯米通帳③職域保険資格喪失証明書④出生のときは、母子手帳が必要です。また、脱退の場合は、①印鑑②転出証明書③職域保険被保険者証④死亡のときは、死亡診断書または、火葬認可書が必要です。

戸籍のはなし その十九

住民登録 (4)

変更届

住所を移転しないで、住所以外に住民票の記載事項に変更のあったときに変更届けを行なうもので、その日から十四日以内に届け出しなければなりません。たとえば①世帯分離②世帯合併、旧世帯から新世帯に入る③世帯主の転出、または、死亡などによる世帯主の変更などであります。その他戸籍の届け書によって変更が生じた場合は、職権で記載事項を更生、記載消除します。

戸籍の届け書のおもなものは次のとおりであります。

行政区画、土地の名称、地番号の変更、出生、帰化、死亡、失踪宣告、婚姻、離婚、養子縁組、離縁、入籍、分籍、転籍、就籍、氏名の変更などであります。

貯金と融資は〝県信用〟
私たちの銀行
新潟縣信用組合
新潟市内店舗 本店 東堀前6 TEL（代）(2)6181
沼垂支店 流作場 TEL（代）(4)7090
学校町支店 学校町通2 TEL（代）(2)3997

土地分譲と土地建物売買
紫竹1号通り分譲地 10,500円より
寺尾分譲地 10,000円より
平和土地興業 株式会社
花園町2丁目66番地
電話 ④ 0352・1065

宅地分譲
◆場所 女池小学校前・県立女子高校脇・鳥屋野・出来島その他
◆交通 バス停留所から3分～5分
◆分譲方法 30坪以上何坪でもお分けいたします
◆その他 分譲地は水道，下水道工事完備の上お引渡し
※日曜・祭日も営業致して居ります。電話いただければ，いつでもお迎えに上りご案内いたします
株式會社 平興產
本社 新潟市上大川前七 TEL ③3417・②8454
出張所 新潟市女池 TEL ④3401・④4653

おみやげに
越路りかべし
新潟、さかたや 電話(4)0243

学校法人 塚田服装学校
鉄筋4階新校舎完成！ 入学日 4月10日
併設 料理学校 和裁学校 編物学校
選科 華道・茶道・書道・手芸
新潟市本町8 電話代表② 7738（宿舎アリ）

家中みんなの健康食
㊎ 塚田牛乳
白山浦二丁目35 TEL (2)2326 (3)1842 (3)1223